CORPORATE GOVERNANCE

TAKARA STANDARD CO.,LTD.

# 最終更新日:2018年7月4日 タカラスタンダード株式会社

代表取締役社長 渡辺 岳夫

http://www.takara-standard.co.jp

問合せ先:管理部管理課 TEL:06-6962-1504

証券コード: 7981

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

当社は経営における健全性と透明性を高め、会社の永続的な成長と高い収益力を追求するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な諸施策を迅速に実施していくことが重要と考えており、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最優先課題の一つに掲げております。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-4】議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳

議決権の電子行使を可能とする環境作りについては、株主・投資家の皆様のご意見を踏まえ、各種手続・費用等を勘案の上、検討するようにいたします。

また、当社の外国人株式保有比率は相対的に低いと考えており、招集通知の英訳の効果は限定的と考えております。今後、外国人株式保有 比率が高くなった段階で検討するようにいたします。

#### 【補充原則 3-1-2】英語での情報開示・提供

当社の外国人株式保有比率は相対的に低いと考えており、英語での情報開示の効果は限定的と考えております。今後、外国人株式保有比率が高くなった段階で検討するようにいたします。

## 【補充原則 4-11-3】取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要

取締役会の実効性の評価と結果の開示につきましては、今後、取締役会の機能を充実させるという観点から、検討を行ってまいります。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】

## 【原則 1-4.いわゆる政策保有株式】

当社は、株式の政策保有につきましては、相互の企業連携が高まることで、企業価値向上につながる企業の株式を対象とすることを基本としております。

保有する株式につきましては、中長期的な視点に立ち、事業上の関係や経済合理性などを総合的に勘案し、定期的、継続的に保有意義の検証を行っております。

また、同株式に係る議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し、発行会社の企業価値や株主利益の向上に資するものか否かを 判断した上で議決権を行使することとし、株主価値を毀損するような議案に対しては肯定的な判断は行いません。

#### 【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には会社法並びに取締役会規程に基づき、取締役会にて決議を行うこととしております。また当社が主要株主と取引を行う場合については取引の重要性を判断の上、必要に応じて取締役会にて決議を行うこととしております。

#### 【原則 3-1.情報開示の充実】

- 1.経営理念等や経営戦略、経営計画
  - (1)企業理念、経営ビジョン

企業理念

『顧客満足度の高い独自性のある商品・サービスを適正価格で提供することにより、持続的な成長と収益力の強化を実現する』

## 経営ビジョン

- 1.住宅設備機器(水周り)業界で、誰もが認める、"信頼度No.1"のブランド力を構築する
- 2. "ホーロー"技術の更なる進化と共に、新技術を追求し、社会と暮らしに高付加価値を提供し続ける
- 3.異業種との交流・連携を強化し、"新たな事業領域"へ挑戦する
- 4.他社との徹底した"差別化"を図り、持続可能な稼ぐ力を高めることで、すべてのステークホルダーから信頼される企業を目指す
- 5.全社員が柔軟な発想とチャレンジ精神を持ち、"やりがいや達成感"を実感できる魅力ある企業を目指す

## (2)経営計画

当社は5ヵ年の中期経営計画を策定しております。

「2020年までに、売上高2,000億円、営業利益200億円(営業利益率10%)」の達成を経営目標として定め、達成の為の戦略を策定しており、販売面においては「リフォームを中心とする成長市場への攻め」と「新規事業(内装パネル等)による新領域への進出」により売上拡大を図っていきます。またホーローを軸とした高付加価値商品の開発・提供と事業の効率化により、収益力の強化を図ってまいります。

2.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

3.経営陣幹部と取締役の報酬決定

#### <方針>

月額報酬と賞与で構成しております。会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としております。

#### <壬続き>

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、社長、人事担当取締役が起案し、取締役会が決議しております。

#### 4.経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名

#### < 方針 >

経営陣幹部、取締役候補者については、経営判断に必要な多様な知識・経験・能力を有した人材をバランスよく選定しております。 監査役候補者については、会社経営に関する豊富な経験・見識、財務・会計・法務に関する知見等を有した人材を選定しております。 < 手続き >

方針に基づき、社長、人事担当取締役が起案し、取締役会が決議しております。

#### 5.個々の選任・指名についての説明

個々の選任理由について、社外取締役・社外監査役については、本報告書及び株主総会参考書類に記載しております。 また取締役・監査役については、株主総会参考書類に記載しております。

#### 【補充原則 4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社は「取締役会規程」において、経営の基本方針及び基本計画に関する事項と法令に定められた事項を取締役会の決議事項として定めております。取締役会で決議された方針に基づき、各案件につきましては担当執行役員が業務執行を行っております。

## 【原則 4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は社外取締役の選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、経営に対して率直で適切な助言、並びに、 監督機能を果たしうる豊富な経験と資質を重視しております。

【補充原則 4-11-1】取締役の選任に関する方針・手続き、取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役の選任につきましては、取締役会の役割、責務を果たすことと、各部門における業務の執行と監督を強化することを総合的に検討し、選任しております。

取締役会の規模につきましては、定款において定めた取締役の定員の範囲内での適切な運営規模を確保しております。また取締役会の構成については、豊富な知識・経験・能力などから総合的に判断して選任した取締役と、広い視点からのアドバイス、監督を行なえる社外取締役で構成し、多様性を確保しております。

#### 【補充原則 4-11-2】取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況

事業報告並びに有価証券報告書にて開示しております。

#### 【補充原則 4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は取締役、監査役に対して、経営判断に生かせるようなサポートや講習、幅広い知見を養う機会を設けております。また、法令の新設、大幅な見直しが行われる時に、必要に応じて外部機関による講習やセミナー等へ参加する機会を通じて、経営に必要な知識の習得や情報の取得に努めております。

## 【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために株主と対話を行い、当社の経営方針や財務状況等に関して理解を得て、信頼と正当な評価をされることが重要と認識しております。

そのため、IR担当役員のもと、財務部財務課をIR担当部署として、IR担当者が株主との対話(面談)や投資家からの取材に対応しておりますが、面談の目的および内容の重要性に応じてIR担当役員にて対応を行っております。

また、IR担当役員や財務部を中心に本社各部署間で連携を図る体制とし、対話を通じて株主から頂いた意見・要望については、経営陣幹部にフィードバックを行い、課題を共有して対処してまいります。

投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとしております。また、インサイダー 情報が外部に漏洩することのないよう、情報管理に留意しております。

## 2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

# 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
タカラスタンダード持株会	11,616,418	15.71
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	6,877,500	9.30
タカラベルモント(株)	6,592,714	8.92
タカラスタンダード社員持株会	3,926,255	5.31
(株)みずほ銀行	2,918,017	3.95
(株)横浜銀行	2,723,394	3.68
日本生命保険相互会社	2,045,028	2.77
(株)常陽銀行	1,620,000	2.19
(株)三菱東京UFJ銀行	1,529,958	2.07
第一生命保険(株)	1,430,000	1.93

#### 支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の(株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。

# 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

# 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

# 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

# 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
<b>戊</b> 苷	周注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k			
高橋 源樹	他の会社の出身者														
橋本 健	他の会社の出身者														

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

# 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 源樹			高橋源樹氏は、事業会社で経営戦略の責任者を務めると共に、国内外で企業経営に従事するなど、企業経営に係る豊富な知識と経験を有しており、独立、公正な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるとともに、当社の業務執行の監督等の役割に適任であると判断して社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、かつ社外取締役の立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実にも寄与いただけると判断し、独立役員に指定しております。

長年にわ経営に係立、公正・提言をいの業務執橋本健 断し、社外また、同日の要件を生じるお子を生じるお子を生じるお子を生じるお子を出ている。	は、事業会社において要職を歴任し、たり企業経営に従事するなど、企業る豊富な知識と経験を有しており、独な立場から当社の経営に有用な意見をだくことが期待できると共に、当社行の監督等の役割に適任であると判取締役に選任しております。には証券取引所が規定する独立役員満たしており、一般株主と利益相反のされがなく、かつ社外取締役の立場かコーポレート・ガバナンスの充実にもだけると判断し、独立役員に指定して

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

# 【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取ならびに監査への立会いを実施しております。

監査役と内部監査部門である監査室は随時、情報交換を行い、監査室の監査結果の報告を受けるほか、監査実施状況の聴取ならびに監査への立会いを実施しております。また必要に応じて監査室が監査役を補佐することとしております。加えて監査役は取締役会のほか、重要会議に出席し、重要な意思決定の過程と業務の執行状況の把握に努めることで、監視機能の強化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

# 会社との関係(1)

氏名					会社との関係( )												
K-A	周性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m			
松隈 泉	他の会社の出身者																
飯田 和宏	弁護士																

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 」 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松隈 泉		松隈泉氏は、当社の株主である(株) みずほ銀行にかつて勤務しておりましたが、平成16年に同行を退職後すでに 相当の期間が経過しており、現在では 同行との間に特別な関係はさいません。また、同行は当社の主な取引銀 行ではありますが、当社の総資産に対 する同行からの借入額は僅少であるため、当社と同行との間において、意思 決定に対して影響を与えるような特別 な取引関係はございません。	松隈泉氏は、会社経営や金融機関における職務を通じて得られた豊富な経験、幅広い見識等を当社の監査に反映して頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏は証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、かつ常勤監査役の立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実にも寄与いただけると判断し、独立役員に指定しております。
飯田 和宏			飯田和宏氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験や他社における社外監査役の経験等を当社の監査に反映して頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏は証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、かつ社外監査役の立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実にも寄与いただけると判断し、独立役員に指定しております。

# 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

# 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員賞与については業績ならびに成果を勘案して実施しております。又、役員持株会制度を実施しております。

# ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

# 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年度の取締役及び監査役の報酬等の総額は、取締役262百万円(11名)、監査役52百万円(4名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

# 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部を窓口として各種連絡業務を実施しており、取締役会、監査役会等の関連事項については管理部がサポートを行なっております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1 業務執行・監査の状況

当社の取締役会は、会社の経営戦略の決定と業務執行の監督を担っておりますが、激変する経営環境の変化に迅速かつ的確に対応すべく、執行役員制度を導入し、その役割と責任を明確にしており、経営戦略決定の迅速化および監督体制・業務執行体制の強化を図っております。取締役会は取締役9名にて構成され、監査役4名も会社法第383条に基づいて出席して取締役の監督をおこなっております。業務執行は職務分掌や稟議事項・決裁権限などを定めた社内規程に則り、各役員ならびに部門長が責任をもって行う体制としております。また、当社グループ企業も親会社の主要会議に出席し、基本方針・基本政策を共有しています。

監査の状況としては、監査役会が定期的に開催されており、監査計画にもとづく監査活動を実施しております。また内部監査部門である監査室が会計監査および業務監査を実施し、業務プロセスの適正性、効率性の追求を図っております。

顧問弁護士には法律上の相談を必要とする場合には適時アドバイスを受けております。

#### 2.会計士監査の状況

会計監査人として近畿第一監査法人と、監査契約を締結し、当社グループの監査を実施しております。

当期において業務を執行した公認会計士については下記のとおりであります。

(1)公認会計士の氏名 業務執行社員 寺井 清明 業務執行社員 伊藤 宏範

(2)監査補助者の構成 公認会計士 3名、公認会計士試験合格者 3名、その他 2名

#### (3)監査報酬の内容

当社の会計監査人である近畿第一監査法人に対する報酬 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬31百万円

# 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、監査役4名のうち、社外監査役を2名選任して、公正中立的立場からの監視を実施しており、経営の監視機能は 十分に機能する体制を整えております。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

# 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページにおいて株主総会招集通知を掲載しております。株主総会においては、事業報告の内容等についてビジュアル化し、株主に対して分かり易〈説明を行っております。

# 2. IRに関する活動状況

IRに関する活動状況				
		補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無	
	IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算短信、株主総会招集通知などの情報を掲載しております。 (http://www.takara-standard.co.jp)		

# 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社ホームページにおいて中期経営計画、決算短信(連結等)、株主総会招集通知を掲載し、経営方針や企業業績等の情報提供を行っております。また東京証券取引所において適切な開示を行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備する。

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、経営における健全性と透明性を高め、会社の永続的な成長と高い収益力を追求するために、経営上の組織体制や仕組みを整備するものとし、法令および定款に立脚した社内規程ならびに各種マニュアルに基づき、それぞれの職務を適正に執行するものとする。また当社は、内部監査部門として「監査室」を置き、当社および子会社の事業活動全般にわたり業務監査を実施し、業務プロセスの適正性やその有効性、社内規程・ルールの遵守状況等について調査・指導を行なう。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 社内規程に則り、文書などの保存・管理を行なう。

#### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社の所管業務に付随するリスク管理は各部門長が責任をもって行なうものとし、全社的・組織横断的な業務プロセスに係るリスクは、相互牽制機能を持つ組織や規程により制度としてチェック・対応できる体制としている。

なお、重大な災害や事故が発生した場合は、社長が「緊急対策会議」を招集し迅速に対応する。

# (4)取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行なう。また、業務執行体制の強化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入し、その役割と責任を明確にしている。

当社および子会社の職務執行については、職務分掌や稟議事項・決裁権限などを定めた社内規程に則り、各役員ならびに部門長が自己の分 掌範囲について責任をもって行なう体制とする。

## (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体を一体化した制度・規程で運営し業務の適正水準を確保している。また、子会社は当社の主要会議に出席し、基本方針・基本政策を共有している。なお、業績については定期的に、業務上重要な事象が発生した場合は都度、当社へ報告する体制としている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性 に関する事項

監査役が使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて内部監査部門である監査室がこれを補佐する。補佐する業務に関しては、取締役の指揮命令を受けない。

### (7) 監査役への報告体制、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役に対しては、取締役会への出席により重要なる業務の執行状況について報告を受ける体制を採っている他、監査室による内部監査状況の概要報告を適時行なう。また、当社および子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実等を知った場合は、速やかに監査役にこれを報告するものとし、その報告を行なった者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行なわないものとする。

(8)監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 当社は、監査役の職務の執行において生ずる費用等の処理については、速やかに処理を行なう。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

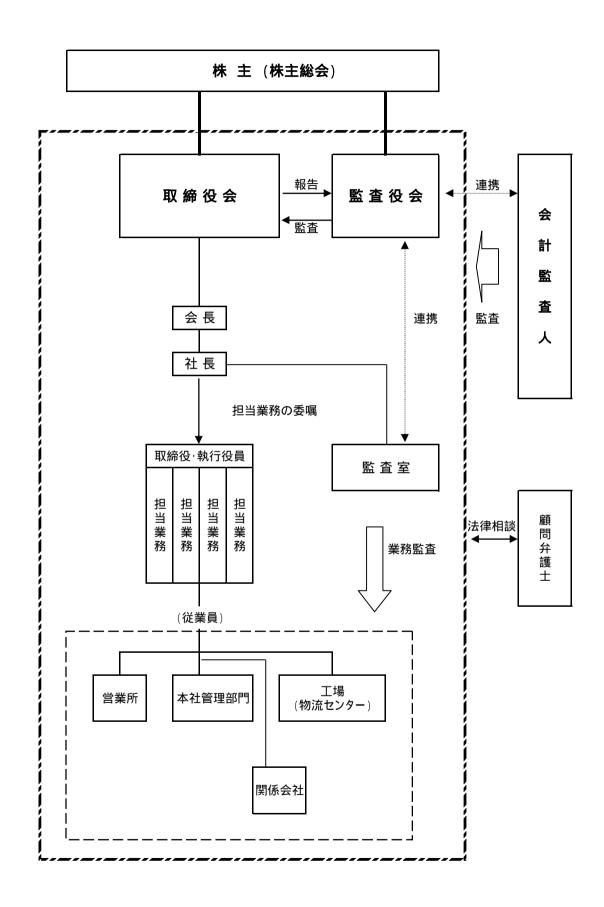
反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、速やかに警察等関連機関と連携 し、組織的な対応をもって不当な要求を断固排除いたします。

# その他

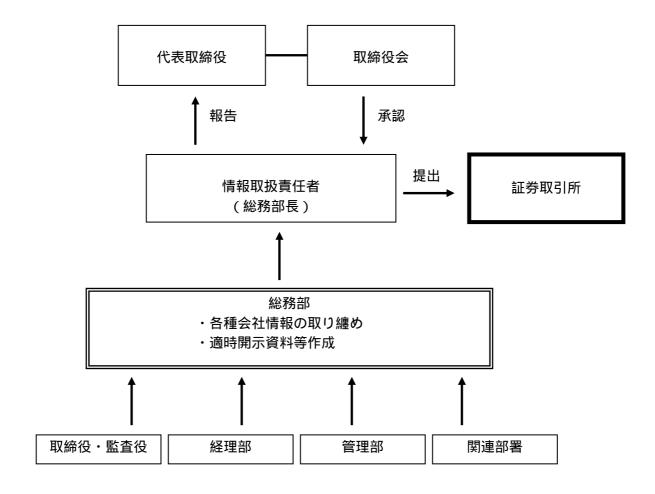
1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



# 【適時開示体制の概要(模式図)】



当社は、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報につき、関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確な情報開示を行っております。